

保護者の皆様へ

尼崎市

**平成30年度2号・3号の保育認定を受けた子どもの
利用者負担額（保育料）について（お知らせ）**

日頃は、保育施設等の運営にご協力いただきありがとうございます。平成30年度2号・3号の保育認定を受けた子どもの利用者負担額（保育料）は次のとおりです。

子ども・子育て支援新制度に係る尼崎市の利用者負担額（月額） （単位：円）

階層区分	3号注 （満3歳未満保育認定子ども）		2号 （満3歳以上保育認定子ども）	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A 生活保護世帯	0	0	0	0
B1 市民税非課税世帯（母子等）	0	0	0	0
B2 市民税非課税世帯（その他） 2	5,300	5,300	3,900	3,900
C1 市民税所得割課税額 48,600円未満（母子等） 3	5,300	5,300	3,900	3,900
C2 市民税所得割課税額 48,600円未満（その他） 2	13,200	13,100	12,400	12,300
D1 市民税所得割課税額 2 64,700円未満 3	21,000	20,800	18,300	18,100
D2 市民税所得割課税額 80,800円未満 3	22,300	22,100	19,600	19,400
D3 市民税所得割課税額 97,000円未満	23,700	23,400	21,000	20,700
D4 市民税所得割課税額 133,000円未満	34,300	33,900	31,600	31,200
D5 市民税所得割課税額 169,000円未満	36,100	35,700	33,400	33,000
D6 市民税所得割課税額 235,000円未満	52,200	51,500	42,000	41,400
D7 市民税所得割課税額 301,000円未満	54,900	54,100	42,000	41,400
D8 市民税所得割課税額 397,000円未満	72,000	71,000	42,000	41,400
D9 市民税所得割課税額 397,000円以上	93,600	92,200	42,000	41,400

- 1 保育料の年齢による区分は、平成30年3月31日における年齢を基準として決定します。
- 2 年収約360万円未満相当（市民税所得割額が57,700円未満）の多子世帯は、子の年齢に関係なく第2子を半額、第3子以降を無料とします。また、市民税非課税世帯は第2子以降を無料とします。ただし、他の軽減が適用されている方は対象外となる場合があります。
- 3 約360万円未満相当（市民税所得割額が77,101円未満）の要保護世帯等（ひとり親・障害者がいる世帯等）につきましては、第1子を市民税非課税世帯階層（B2階層）と同額の保育料、第2子以降を無料とします。ただし、他の軽減が適用されている方は対象外となる場合があります。

注 年度の途中で満3歳を迎えたお子さんが3号認定から2号認定に切り替わっても、年度内の保育料は満3歳未満の保育料のままです。

[保育料の決め方について]

保育料は、市民税所得割課税額（父母の所得割額の合算）を基に決定します。

保育料の決定は年2回です。

- ・平成30年4月～平成30年8月分の保育料...平成29年度市民税所得割課税額に基づき決定
- ・平成30年9月～平成31年3月分の保育料...平成30年度市民税所得割課税額に基づき決定

保育料は税額控除（寄付金控除・住宅借入金等特別控除・配当控除・外国税額控除等）適用前の市民税所得割課税額で算定します。

保護者が祖父母や曾祖父母等（以下、祖父母等）と同居している場合は、原則として、祖父母等の同居親族のうち、最多所得者を家計の主宰者とみなして、児童の父母とその方の市民税所得割課税額を合計して保育料を決定することになります。ただし、父母の年収が103万円以上の場合は父母のみで決定します。（4）

4 祖父母等と同居の場合

状況	保育料の決め方
父母の年収が合計103万円以上	父母のみの市民税所得割課税額で保育料を決定
父母の年収が合計103万円未満	家計の最多所得者の市民税所得割課税額 + 父母の市民税所得割課税額で保育料を決定

世帯分離していても、同居していればこの表を適用します。

父母の年収には、給与収入の他、児童手当、児童扶養手当等を収入算定対象とします。

「保育標準時間」と「保育短時間」では保育料が異なります。（5）

5

保育必要量	事由	最大利用可能時間
保育標準時間	月120時間以上の就労、妊娠・出産、 災害復旧、求職活動	11時間
保育短時間	月64時間以上120時間未満の就労、 育児休業中の継続入所	8時間

疾病・障害、介護・看護及び就学の場合は状況に応じて保育の必要量を認定します。

確定申告や市民税申告（平成29年中に所得がなかった方も含む）の対象になる方につきましては、期限内に必ず申告してください。未申告の場合、保育料を決定するための税情報がないので、「D9（最高）階層」で決定を行います。ただし、年度途中で申告等をしていただくと、保育料を改めて算定しますので、速やかにご連絡ください。

[ご注意ください]

市民税所得割課税額に変更が生じた場合は、速やかに変更後の書類を提出してください。

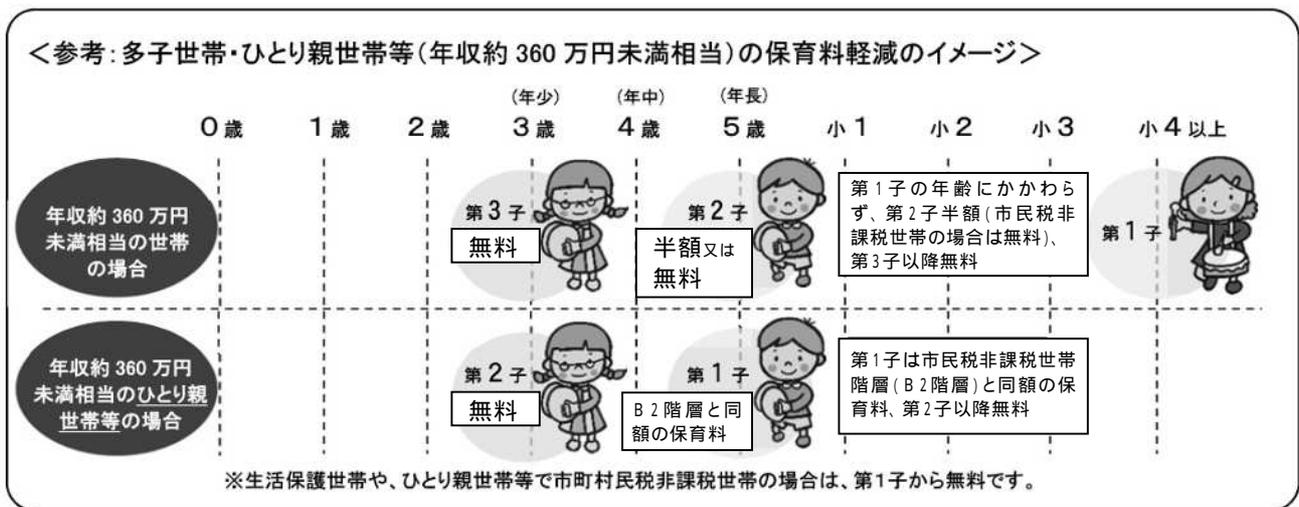
結婚・離婚などの世帯員の増減や生活保護の開始・廃止、障害者手帳等の交付・返還が生じたときは、保育料が変更となる場合がありますので、こども入所支援担当まで必ずご連絡ください。

[お子様が2人以上いる場合等の保育料の決め方について]

年収360万円未満相当の世帯の場合

年収約360万円未満相当の世帯で生計を一にするお子様がいる場合、子の年齢にかかわらず、第2子の保育料が半額、第3子以降の保育料が無料（市民税非課税世帯の場合は第2子以降無料）となります。また、年収約360万円未満相当の要保護世帯等（ひとり親世帯・障害者がある世帯等）の場合は、第1子の保育料が市民税非課税世帯階層（B2階層）と同額の保育料、第2子以降の保育料が無料となります。

生活保護世帯や、要保護世帯等（ひとり親世帯・障害者がある世帯等）で市民税非課税世帯の場合は、第1子から無料です。



年収360万円以上相当の世帯の場合

同一世帯に保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育施設（事業）（小規模保育事業）等（6）を利用しているお子様が2人以上いる場合、年齢の高い順番に数えて、2人目の保育料は2分の1に、3人目以降の保育料は無料となります。

- 6 特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援（旧の知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、児童デイサービス）

（事例 1）

（事例 2）

（事例 3）

年齢順位 入所先	保育料	年齢順位 入所先	保育料	年齢順位 入所先	保育料
1 番目 保育所	全額	1 番目 幼稚園等	（幼稚園等で定める額）	1 番目 幼稚園等	（幼稚園等で定める額）
2 番目 保育所	2 分の 1	2 番目 保育所	2 分の 1	2 番目 幼稚園等	（幼稚園等で定める額）
3 番目以降 保育所	無料	3 番目以降 保育所	無料	3 番目以降 保育所	無料

年収360万円未満相当の世帯とは、市民税所得割課税額の合計額が57,700円未満の世帯、要保護世帯等においては、市民税所得割課税額の合計額が77,101円未満の世帯です。

[みなし寡婦（夫）について]

婚姻歴のないひとり親家庭には税法の定める「寡婦（夫）控除」が適用されないため、婚姻歴のあるひとり親家庭と比べて、同じひとり親家庭であるにもかかわらず、保育料の算定において、負担額の格差が生じる場合があります。尼崎市では、婚姻歴のないひとり親家庭に対し、寡婦（夫）控除をみなし適用して保育料の算出を行い、負担の公平化を図っています。

みなし適用を受ける場合は、申請が必要です。当該制度の適用に該当すると思われる方は、直接子ども入所支援担当までお申し出ください。

[長期欠席等による保育料の軽減について]

入所している児童の傷病または保護者の傷病により、

(1) ひと月のうち連続して15日以上欠席した場合はその月

(2) (1)を除き、月をまたいで15日以上連続して欠席した場合は、欠席した日数が15日に到達した日の属する月

の保育料が、保護者の申請に基づき半額（10円未満の端数は切り捨て）になります。

なお、その月中1日も登園できなかった場合も全額免除にはなりません。また、兄弟の傷病は対象外です。（当該年度中に、申請書と診断書【15日以上欠席する必要があると分かるもの】の提出が必要です。）



《問い合わせ先》

尼崎市子ども青少年本部事務局 子ども入所支援担当

(TEL) 06-6489-6369